

おとしより相談センター（地域包括支援センター）は高齢者のさまざまな相談をお受けしています。担当窓口が設定されていますので、お住まいの地区を担当するおとしより相談センターをご利用ください。

お住まいの地区	担当	住所	電話番号
加賀1・2丁目（1～5番、12～18番）、板橋1・2丁目（1～17番、22～53番、56～69番）・3・4丁目、大山東町（17番、19番、21～25番、28番、30～55番）	→ 板橋	加賀1-3-1 老人保健施設シルバーピア加賀 内	5248-2892
板橋2丁目（18～21番、54番、55番）、大山金井町、大山東町（1～16番、18番、26番、27番、29番）、熊野町、中丸町、幸町（1～6番）、南町	→ 熊野	中丸町27-11 中丸集会所 併設	5926-6566
加賀2丁目（6～11番、19～21番）、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町	→ 仲宿	氷川町38-6 フローラル大山1階	5944-4611
大山町、幸町（7～66番）、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町（20番、56～60番）	→ 仲町	仲町20-5 仲町ふれあいセンター 内	5917-5201
本町、大和町、双葉町、富士見町	→ 富士見	大和町26-3 大和集会所 併設	6905-6425
大谷口1・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3丁目、小茂根1・2丁目	→ 大谷口	向原3-7-8 特別養護老人ホームケアホーム板橋 内	5964-5620
上板橋1～3丁目、常盤台1～4丁目、南常盤台1・2丁目、東新町1丁目	→ 常盤台	常盤台4-36-6 上板橋病院 隣り	5398-8651
清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	→ 清水	泉町16-16 清水地域センター 併設	3558-6500
志村1～3丁目、小豆沢1～4丁目、坂下1丁目（1～26番、28番）、相生町（1～12番11号、13～16番）、東坂下1丁目	→ 志村坂上	小豆沢1-12-4	3967-2131
若木1～3丁目、中台1～3丁目、西台1・2丁目（1～30番4号、41番、42番）・3丁目（1～46番、48～54番）・4丁目	→ 中台	若木1-21-3 特別養護老人ホーム若木ライフ 内	3933-8875
連根1～3丁目、坂下1丁目（27番、29～41番）・2・3丁目、相生町（12番12号・13号、17～26番）、東坂下2丁目	→ 蓮根	東坂下2-2-22 特別養護老人ホームいずみの苑 内	5970-9106
舟渡1～4丁目、新河岸1・2丁目、高島平7～9丁目	→ 舟渡	舟渡3-4-8 特別養護老人ホームケアポート板橋 内	3969-3136
前野町1～6丁目	→ 前野	前野町2-30-9 カレッジコート1階	5915-2636
小茂根3～5丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1～3丁目	→ 桜川	東新町2-36-5 ウェルネススペース桜川 併設	3959-7485
赤塚1・2・5丁目（1～17番）・6～8丁目、赤塚新町1～3丁目、大門、四葉1丁目（3番10号、4～31番）・2丁目	→ 下赤塚	四葉2-21-16 老人保健施設エーデルワイス 内	3930-1821
赤塚3・4・5丁目（18～36番）、成増1～4丁目	→ 成増	成増4-14-18 特別養護老人ホームケアタウン成増 内	3939-0678
高島平4～6丁目、成増5丁目、三園1・2丁目、新河岸3丁目	→ 三園	成増5-6-3 サービス付高齢者向け住宅みどりの杜 内	3939-1101
西台2丁目（30番5号～17号、31～40番）・3丁目（47番、55～57番）、徳丸1～8丁目、四葉1丁目（1～3番（3番10号を除く））	→ 徳丸	徳丸3-32-28 特別養護老人ホームマイライフ徳丸 内	5921-1060
高島平1～3丁目	→ 高島平	高島平2-32-2 高島平団地1階	5922-5661

おとしより なんでも相談

おとしよりなんでも相談では、おとしより相談センターの営業時間外も、健康・介護・介護予防などに関する不安やお悩み等のご相談を受け付けております。
☎フリーダイヤル 0120-925-610（24時間365日対応）

地区の民生委員・児童委員にもご相談ください。

民生委員・児童委員は、援助を必要とする方の様々な相談に応じ、区や関係機関へつなぐなど、悩みごとの解決を図るお手伝いをしています。守秘義務があるため、相談内容が他に漏れることはありません。民生委員・児童委員にはそれぞれ担当区域があります。
ご不明な点等ございましたら、福祉部生活支援課庶務係（3579-2352）にお問い合わせください。

あなたの区域の民生委員・児童委員は _____ 電話番号 _____



令和6年度 板橋区 高齢者福祉サービスのご案内

板橋区長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464

日常生活 用具給付

65歳以上の要介護高齢者等の日常生活の便宜や自立のために以下の用具を給付します。
※購入業者は指定できません。各種目1人1回限りの給付となります。
※区があらかじめ契約した機種一覧表からの選定になります。

用具の種目	用具の要件	対象となる方の要件
空気清浄機 (脱臭機含む)	消臭に効果のあるもの	要介護1以上でおむつ又はポータブルトイレを常時使用している方
電磁調理器 または 電子レンジ	電磁調理器とは、卓上IH調理器・片手鍋・両手鍋・フライパン・ケトルをいう電子レンジはオープン機能付きを除く	心身機能の低下に伴い認知症等で防火の配慮が必要な一人暮らし（日中のみ一人暮らしの場合も含む）の方
シルバーカー	手元にブレーキがあり、四輪車で前に押し前進するもの ただし、介助機能を備えるもの及び介護保険法に定める歩行器は給付の対象外	歩行に補助が必要な方で、当該用具を安全に使用できる方 ただし、要介護2以上の認定を受けている方は対象外



【費用】 住民税非課税世帯：購入額の1割
住民税課税世帯：購入額の3割
生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料
※用具が基準額を超える場合は、上記費用と基準額を超える金額の合計が自己負担となります。
自己負担金および基準額については、お問い合わせください。

紙おむつ等 の支給

紙おむつ等を支給します。また入院（入所）していて病院（施設）指定のおむつしか使用できない方には、月額5,000円まで助成します。

【対象】 要介護1以上（40歳～64歳で要介護認定を受けている方を含む）で常時失禁状態の方
※生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯、介護保険施設入所者は除く。
※世帯の最多所得者の所得により、支給できない場合があります。

【費用】 無料

ご自宅に理（美）容師がお伺いして調髪します。

【対象】 65歳以上、要介護3以上の方で、理（美）容室に出向けない方（介護保険施設入所者を除く）
【費用】 住民税非課税世帯：1回 500円
住民税課税世帯：1回 1,500円
生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料



理（美）容 サービス

補聴器購入費 の助成

両耳または片耳が中等度以上の難聴と医師が診断し、補聴器の使用が望ましいと認められた場合に、補聴器購入費用の一部を助成します。
※区へ申請書を提出し、交付が決定する前に購入した補聴器は対象外です。

【対象】 65歳以上の非課税世帯で両耳または片耳が中等度以上の難聴と医師が診断し、障害者手帳交付の対象とならない方
【助成限度額】 50,000円（1回限り）
※限度額を超えた部分は自己負担になります。

緊急通報システム

自宅内で緊急の際に、専用通報機やペンダントを押したとき、又は、センサーが異常を検知したときに、民間緊急通報システム事業者のコールセンターに通報が入ります。
24時間体制でセンターに待機しているスタッフが状況に応じ、119番通報や緊急連絡先に指定されている方に連絡します。

- 【対象】65歳以上の高齢者のみの世帯及び日中独居世帯（※）（板橋区立高齢者住宅「けやき苑」等に居住の方は除く）
※日中独居世帯とは、高齢者と同居の方が週5日以上、かつ通勤時間を含む1日8時間以上の就労があり、独居状態が1日8時間以上続く方。
【費用】住民税非課税世帯：月額400円
住民税課税世帯：月額1,400円
生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料

家具転倒防止器具 取り付け費用の助成

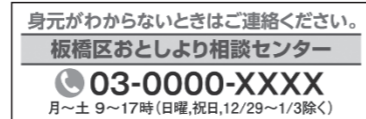
地震災害の備えとして、寝室・居室等の家具の転倒を防止する器具（L字型金具等）を取り付け、その費用を助成します。
【対象】65歳以上の高齢者のみ世帯
【助成限度額】調査費用：7,000円 取付工事費用等：6,500円
※助成は一世帯1回のみ。

配食サービス

区に登録された配食事業者が食事を手渡しで届け、安否確認を行います。異常と判断した場合には、緊急連絡先、状況によっては区、警察、消防署へ連絡をします。
【対象】65歳以上の方
【費用】全額自己負担となります。（費用は事業者ごとに異なります）

高齢者見守り キーホルダー

イメージ



- 【対象】65歳以上の方
【申込】お住まいの地区を担当するおとしより相談センター
【費用】無料

キーホルダーを常に携帯することで、外出先で突然倒れたときなどに、見守りキーホルダーの識別番号により、おとしより相談センター・警察署・消防署が素早く身元を確認し、緊急連絡先に繋げることができます。
※緊急連絡先の登録は必須となります。
※キーホルダーに個人情報は記載されません。

ひとり暮らし高齢者 見守りネットワーク

ひとり暮らし高齢者等を地域ぐるみで見守り支えるために、民生委員・児童委員、おとしより相談センターなどと情報交換を行い、ネットワークの強化を図ります。また、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、当該名簿を警察・消防や区関係機関へ配付し、緊急時の対応等に活用します。
【対象】原則として70歳以上でひとり暮らしの方
【費用】無料

認知症等で行方不明・身元不明になった高齢者の情報を、都内の区市町村や近隣県へ一斉に周知する取組を行っています。ご家族等が行方不明になった場合、必ず警察へ届け出ていただくとともに、板橋区やおとしより相談センターへお申し出ください。

！熱中症により、去年は全国で9万人以上の方が救急搬送されました。

気をつけていますか 熱中症予防

- ◎熱中症にならないために、水分と塩分をこまめに補給しましょう。
- ◎外出する時は、できるだけ暑い時間帯を避け、通気性のよい衣服を着用し、日傘や帽子も使用しましょう。
- ◎屋内でも要注意です。エアコンを適切に使用しましょう。寝ている間も注意が必要です。



高齢者 安否確認コール

コールセンターから定期的な電話による安否確認を行います。不通の際、緊急連絡先の方等へお知らせすることで、ご家族等による安否確認の支援を行います。
【対象】65歳以上のひとり暮らしの方（65歳以上の方のみの世帯や同居家族の安否確認が困難な状況にある世帯を含む）
【電話回数】月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）のうち2日以内
【費用】無料

高齢者住宅設備改修費助成

65歳以上の方を対象に、介護予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として行う、住宅改修工事の費用を助成します。
※工事着工前に申請が必要です。

改修項目	対象	限度額
介護予防住宅改修 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止等のための床材取替え ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え	要介護認定で非該当の方 (認定から1年以内) 介護予防が必要と認められる方	①～⑤の 合計見積額 10万円まで
住宅設備改修 浴槽の取替え	介護予防が必要と認められる方 要支援1・2、要介護1～5の方	20万円まで
流し又は洗面台の取替え ※原則として車いすのまま利用できる物 に取り換える場合に限り	要支援1・2、要介護1～5の方	どちらか 1カ所 15万円まで

自己負担は、助成限度額内において、次のとおり。
(1) 住民税非課税世帯：見積額の1割 (2) 住民税課税世帯：見積額の3割
(3) 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料
※いずれも、助成限度額を超えた部分は自己負担となります。

認知症高齢者探索サービス 「探せるナビ」

「GPS」を利用し居場所を探索できる専用端末機の貸し出し費用を補助します。
【対象】認知症・若年性認知症またはその疑いのため道に迷う心配のある方を介護する家族の方
※施設に入所している方、埋込型ペースメーカーを装着している方は対象外です。
【費用】月額800円
※生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯：無料

消費生活相談

商品やサービスをめぐる契約（解約）のトラブルなど、消費生活に関する相談・苦情・問い合わせを消費生活相談員が受け付け、解決のための助言、情報提供を行っています。
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～16時30分

ご存知ですか？ 運転免許証の自主返納制度

「高齢のため、運転が不安・・・」という方が、運転免許証を自主的に返納できる制度です。

有効な運転免許証を自主返納する方、運転免許を自主返納した日から5年以内の方や運転免許の有効期間が過ぎてから5年以内の方は、公的な身分証として使える「運転経歴証明書」が申請できます。また、「運転経歴証明書」の提示により、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店で、様々な特典を受けることができます。詳しくは、警視庁のホームページをご覧ください。
※自主返納のみを行う場合は手数料がかかりませんが、運転免許経歴証明書の交付には手数料がかかります。
※「運転経歴証明書」は、身分証として一部対応していない機関もあります。